

厚岸都市計画（厚岸町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、厚岸都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

厚岸都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	厚 岸 町	行政区域の一部	約 1,497 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域の東部に位置しており、厚岸湖及び厚岸湾外海の海岸線に位置する漁村を中心に市街地が形成されてきた。

産業については、太平洋の豊かな自然を背景として牡蠣を代表とする漁業・水産業、酪農業及び林業を基幹産業として発展してきた。

しかし、国のエネルギー政策の転換による炭鉱の閉山、国際漁業規制の強化等による漁業の衰退、官公庁や企業の合理化による相次ぐ撤退、就職・進学等に伴う若年層の流出、景気の低迷等による都市部への人口流出等による中心市街地の衰退等が進んでおり、地場産業と連携した観光産業の振興を図るとともに、地区それぞれの特徴を活かした地域づくり、既存の都市基盤を有効活用したコンパクトなまちづくり等が課題となっている。

また、基幹産業である漁業と酪農業の健全な調和を図るため、河川沿い敷地や沢地の保全、植林等による水源涵養林づくりに努め、河川の汚濁防止に一層配慮する必要がある。

厚岸町では、健康でいきいきとした生活の実現や、誇りと魅力あるまちづくりに向けて、その柱を次のとおりとしている。

- ・自然と調和を大切にした快適で安全なまちづくり
- ・にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり
- ・やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり
- ・個性と感性がきらめくまちづくり
- ・みんなでつくる協働のまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、安心・安全で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化

の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、JR厚岸駅を中心に、主要幹線道路を基軸として、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら近年は、中心市街地において人口の減少、少子高齢化の進行に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくりを目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次の通り配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、3・4・2号山手通(国道44号)沿道に配置し、周辺住宅のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、湖北地区の住の江地区、宮園地区、光荣地区及び白浜地区、並びに湖南地区の梅香地区、湾月地区及び奔渡地区に配置し、低層住宅地として身近な自然環境と調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、湖北地区のJR厚岸駅前を含む3・4・4号駅前通(一般道道厚岸停車場線)及び3・4・5号厚岸大橋通(主要道道別海厚岸線)の交差点を中心とした一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、3・4・6号松葉通(町道松葉町通り)に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する住区核の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・2山手通(国道44号)沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。

- ・専用工業地は、白浜地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、市街地北部の3・4・2号山手通（国道44号）沿道、湖北地区、湖南地区の厚岸湾、厚岸湖に面した地区及び湖南地区の有明地区に配置し、3・4・2号山手通（国道44号）沿道は、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。
一般工業地のうち、湖北地区、湖南地区の厚岸湾、厚岸湖に面した地区及び湖南地区の有明地区は、厚岸漁港を含め漁業・水産業を主体とした漁業・水産業を支える工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・港町地区のうち、漁業・水産業関連施設等と住宅が混在している地区については、漁業・水産業関連施設等の湖南地区への誘導に努め、住居系土地利用への転換を図る。
- ・有明地区及び湾月地区の一部については、公営住宅団地や一般住宅と干場等の漁業・水産業関連施設が混在していることから、湖南地区内での公営住宅や一般住宅の移転・集約等を進め、漁業・水産業関連施設を主体とした工業系土地利用への転換や純化を図る。
- ・湖北地区・湖南地区の現在の商業系用途地域については、今後の土地利用の動向を踏まえ、周辺の住環境と調和した適切な土地利用を図る。

（2）市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- 湖南地区の御供山周辺は、地区景観の背景となるシンボリックな緑地であるため、今後も良好な緑地として保全に努める。
また、国泰寺周辺の緑地は市街地内の拠点的な緑地空間であるため、保全と育成に努める。

（3）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- 本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、津波、高潮がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている松葉1の沢川地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・規制市街地において災害発生のある地域については、地域防災計画に基づき、避難場所への誘導や地域住民への情報伝達等の災害防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・厚岸町では、町民の生活の足を確保するため、鉄道や路線バス等の交通資源を有効活用しつつ、各地区の特性を踏まえた持続可能な地域公共交通網の再構築に向け「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・本区域の市街地は、厚岸湾を挟み、南北に分かれていることから、両地区の連携が強固となるような道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.05 km/km ²	2.05 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道横断自動車道が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・2号山手通(国道44号)を都市の骨格となる道路とする。

- ・ 3・4・3号港通（主要道道別海厚岸線）、3・4・4号駅前通（一般道道厚岸停車場線）、3・4・5号厚岸大橋通（主要道道別海厚岸線、一般道道厚岸停車場線）、3・4・9号白浜通（主要道道厚岸標茶線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・4号駅前通（一般道道厚岸停車場線）にJR根室本線厚岸駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で75.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

厚岸町公共下水道は、下水管渠及びポンプ場を確保し、有明地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

汐見川、奔渡川及び旧尾幌川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、内陸部に深く入り込んだ厚岸湾に分断された市街地が湖北地区と湖南地区の二つに大きく分かれており、これらの市街地背後に丘陵樹林地が展開し、厚岸湖と一体となった景勝の地を成し、一部道立自然公園にも指定されている。

また、湖北地区の市街地外縁部を流れる旧尾幌川の河川空間を骨格とし、良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、希少な植物が生息する別寒辺牛湿原、緑のふろさと公園、宮園公園及び厚岸道立自然公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び住の江丘陵公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、子野日公園及び宮園公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、街区公園、住の江丘陵公園、子野日公園及び宮園公園を配置する。

d 景観構成系統

自然性に富んだ湿原や湖沼の多い厚岸海岸や「町の木」であるエゾヤマザクラの名所として親しまれる子野日公園及び都市のシンボルとなる御供山周辺の緑地を配置する。

また、都市景観の向上に資するため、幹線道路の緑化と植樹ますでの花壇づくりを推進する。

e その他の系統

- ・地域特有の歴史を有する国泰寺及びバラサン岬を配置する。
- ・厚岸霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内的の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、未供用の公園等の見直しを含めて、区域内的の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。